

四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則の一部を改正する規則

四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則（昭和56年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1小学校の項南小学校の目中「物井、長岡、栗山の一部、もねの里2丁目」を「物井の一部、長岡の一部」に改め、同項八木原小学校の目中「内黒田の一部」を「物井の一部、長岡の一部、栗山の一部、内黒田の一部」に改め、「池花2丁目」の次に「もねの里2丁目」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則により南小学校から八木原小学校へ変更となった通学区域に居住する者のうち、次に掲げるものは、この規則による改正後の四街道市立小学校及び中学校の通学区域規則別表の規定にかかわらず、南小学校に通学することができる。

(1) 平成26年度に南小学校の第1学年から第5学年に在学していた児童

(2) 平成27年度に小学校に入学する児童

(3) 前2号に規定する者の弟妹。ただし、当該弟妹が小学校に入学する際にその兄姉が南小学校に在学している場合に限る。